

急変時の面会について

新型コロナウイルス感染症対策の一環で、これまで急変時の面会はキーパーソン1名で5分までと制限を実施していましたが、一部規定を変更いたします。

従来の規定より緩和されていますが、まだまだ新型コロナウイルス感染症対策は必要です。引き続きご協力をお願いいたします。

●急変時の面会規定

- 1 面会者は1患者3人までとし、面会者の3人は同一人物とする。
※日時が変わっても、最初に決めた3人とする。
- 2 面会時間は面会者1人5分とし、入れ替わりで面会していただく。
- 3 面会者は適切にサージカルマスクを装着し、アルコール手指消毒後に入棟すること。
- 4 面会者は熱が37.5℃以下であり、上気道症状や嗅覚・味覚障害がないこと。
- 5 面会者は、新型コロナウイルス感染症陽性者でないこと。
- 6 面会者は、新型コロナウイルス感染症濃厚接触者で療養期間内でないこと。
- 7 面会者は、原則として新型コロナウイルスワクチン接種を2回済ませていること。
※接種証明は、原本か原本の写真で確認する。

急変時の面会前に上記を説明・確認し、面会を実施してください。

大部屋で面会するときは、カーテン隔離してください。

以上